
「コロナ禍」での人権・同和教育

松前町教育委員会事務局社会教育課

1 本年度の取組について

松前町では、平成5年9月に「人権尊重の町」宣言をし、平成14年3月には、「松前町思いやりとぬくもりのある人権尊重の町づくり条例」を制定し、人権が尊ばれる心豊かな町の実現を目指して、町や町民の責務、必要な施策の推進や啓発活動の充実について定めている。本年度もコロナ禍ではあったが、開催方法を工夫して様々な取組を行った。

2 具体的な取組

(1) 明るい人権の町づくり大会

広く町民への啓発を目的として10月8日に開催。主な内容は、記念講演及び小中学生による人権啓発作品の発表である。令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止となったが、令和4年度は感染対策を行い、200名程度の町民が参加した。

(2) 人権・同和教育巡回学習講座（ふれあい人権プラザ）

松前町の人権啓発・人権教育、人権の町づくりのための中心的事業である。

町内23分館を対象に9月から11月まで開催した。令和3年度及び4年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、会場の広い地区公民館で1回に2分館の住民を対象として案内し、計10回開催した。講座の内容は、最初にDVDを視聴（30分程度）し、松前町人権教育推進講師による学習形式で行った。

これまでは、全て夜間に実施していたが、地区住民の希望に応じ、昼間にも実施した。

(3) PTA会員人権・同和教育研修会

町内の保育所、幼稚園、小中学校の保護者を対象に、毎年夏季休業中に開催していた。しかし、令和3・4年度は新型コロナウイルス感染症対策のため直前で中止となった。

(4) 広報・啓発活動

人権作文、人権ポスター、人権標語を町内の幼稚園、小中学校、高校より募集し、庁舎ロビーに展示したり懸垂幕に掲げたりしている。また、作品を啓発冊子「ともに生きる」に掲載し、町内各戸に配付している。

(5) 人権の花運動

町内の小学校に花の苗を贈呈し、花を育てることで子どもたちに豊かな心が育ち、地域との温かいつながりができることを願い取り組んでいる。

令和3年度は北伊予小学校、令和4年度は松前小学校で実施した。

3 今後の課題

様々な人権課題がある現在、地域の実態に応じてどの課題をどのように取り上げて、学習や啓発を進めていけば効果的なのかを検討していきたい。また、学習講座の内容や方法についても、マンネリ化を防ぎ、住民が参加してよかったと思えるような工夫が必要である。